

議案第7号

取手市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

取手市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成13年条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地域子育て支援センターの利用者の利便性及び事業の質の向上を図ることを目的として、令和5年度以降の事業の実施時間及び職員の配置要件を変更し、令和6年度以降取手市立戸頭地域子育て支援センター及び取手市立藤代地域子育て支援センターにおいて土曜日にも事業を実施することとするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

取手市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成13年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(実施時間及び休日)</p> <p>第5条 事業を実施する時間(以下「実施時間」という。)は、<u>午前9時から午後5時までの間において規則で定める時間とする。</u></p> <p>2 事業を実施しない日(以下「休日」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>日曜日</u></p> <p>(2) <u>土曜日(次項に規定する場合を除く。)</u></p> <p>(3)及び(4) (略)</p> <p>3 <u>前項第2号の規定にかかわらず、取手市立戸頭地域子育て支援センター及び取手市立藤代地域子育て支援センターは、土曜日においても事業を実施する。</u></p> <p>4 市長は、<u>前3項の規定にかかわらず特に必要と認めるときは、実施時間及び休日を変更することができる。</u></p> <p>(職員の配置)</p> <p>第6条 支援センターに、<u>所長その他必要な職員を置く。</u></p>	<p>(実施時間及び休日)</p> <p>第5条 事業を実施する時間(以下「実施時間」という。)は、<u>月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までとする。</u></p> <p>2 事業を実施しない日(以下「休日」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>土曜日及び日曜日</u></p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>3 市長は、<u>前2項の規定にかかわらず特に必要と認めるときは、実施時間及び休日を変更することができる。</u></p> <p>(職員の配置)</p> <p>第6条 支援センターに、<u>子育てに関する相談及び指導等について相当の識見を持ち、かつ、保育士の資格を有する職員を置く。</u></p>

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定並びに同条第3項の改正規定及び同項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定は、令和6年4月1日から施行する。